

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成27年5月7日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人TMJ研究所

(2) 代表者名

高橋 敏之

(3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区室町通仏光寺上ル白楽天町528番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域活性化（「まちづくり」を含む）、産業の創出・振興に取り組む個人及び団体に対して、有益な情報の提供やアドバイス、活動の促進・支援事業、相互交流・協力促進事業、IT活用の支援事業等を行い、地域社会の活性化を図るとともに、地域経済の発展と地域の産業振興に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成27年4月16日

(文化市民局地域自治推進室)